**○第３号（№３）**

1　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び予定数量

①　財務省本庁舎で使用する電気

契約電力　2,150kW

予定使用電力量　5,894,000kWh

②　中央合同庁舎第４号館で使用する電気

契約電力　2,150kW

予定使用電力量　6,345,000kWh

⑶　購入物品の特質等　入札説明書による。

⑷　供給期間　平成28年10月１日から平成29年９月30日まで。

⑸　需要場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　入札金額は入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、同一月においては単一のものとする。）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、当省が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ただし、発電費用等に係る燃料価格変動の燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については入札金額に含めないこととする。

2　競争参加資格

⑴　第１号の２⑴に同じ。

⑵　第１号の２⑵に同じ。

⑶　平成28・29・30年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」又は「物品の販売」であって、「A」又は「B」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。

⑷　第１号の２⑷に同じ。

⑸　第１号の２⑸に同じ。

⑹　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

⑺　省$CO_2$化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

⑻　入札説明書の交付を受けた者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所　第１号の３⑴に同じ。

⑵　問い合わせ先

〒100―8940 東京都千代田区霞が関３―１―１　財務省大臣官房会計課管理室営繕係　鈴木　昌学　電話03―3581―4111　内線2150

⑶　入札説明書の交付方法　第１号の３⑶に同じ。

⑷　入札書の受領期限　平成28年８月31日17時30分

⑸　開札の日時及び場所　平成28年９月１日に財務省本庁舎東181会議室において、①10時00分、②11時00分から開札する。

4　電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、紙による入札書の提出も可とする。詳細については、入札説明書のとおり。なお、上記３⑷及び⑸については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

5　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　第１号の５⑴に同じ。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成28年８月30日17時30分までに提出しなければならない。入札者は、開札日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　第１号の５⑶に同じ。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　第１号の５⑸に同じ。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　競争参加資格の申請の時期及び場所　第１号の５⑺に同じ。

⑼　その他　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　The same with the Notice above (No. 1)

⑵　Classification of the products to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :

①　Electricity to be used in Ministry of Finance contract 2,150kW. The estimated electricity 5,894,000kWh.

②　Electricity to be used in Central Common Government Offices No. 4 contract 2,150kW. The estimated electricity 6,345,000kWh.

⑷　Delivery period : From 1, October 2016 through 30, September 2017

⑸　Delivery place : As in the tender manual.

⑹　Qualifications for participation in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　The same with the Notice above (No. 1)

②　The same with the Notice above (No. 1)

③　Have Grade A or B in Manufacturing or Selling in terms of the qualification for participating in tenders by Organizations in the Kanto・Koushinetsu area related to the Ministry of Finance (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2016, 2017 and 2018.

④　The same with the Notice above (No. 1)

⑤　The same with the Notice above (No. 1)

⑥　Have registered in accordance with article 2―2 of the Electricity Utilities Industry Law.

⑦　Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing $CO_2$.

⑧　Be a person who took a grant of a tender manual.

⑨　Submit a document of a system to prove their ability to supply the system concerned and meet our requirements in order to be judged acceptable by the contracting entity ; and provide explanations on the contents of the above document by request.

⑺　Time-limit for tender : 5 : 30 p.m. 31, August, 2016.

⑻　Contact point for the notice : Masanori Suzuki, Building and Planning Section, Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Finance, 3―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8940 Japan. TEL 03―3581―4111 ext. 2150

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年７月８日

支出負担行為担当官

国税庁長官官房会計課長　大内　　聡

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

**○第１号（№１）**

1　調達内容

⑴　品目分類番号　76

⑵　購入等件名及び数量

所得税確定申告関係書類　のべ47,120,870部

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　納入期限　平成28年11月25日（最終）

⑸　納入場所　当庁の指定する場所。

⑹　入札方法　入札は、入札説明書の区分ごとにそれぞれ入札に付することとし、入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。